

諮問番号：令和 8 年度諮問第 1 号

答申番号：令和 8 年度答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、令和 7 年 6 月 10 日付け固定資産税の決定および変更通知書記載の各処分（令和 2 年度ないし令和 6 年度の合計 5 か年度分。通知番号 00614188。以下「本件各処分」という。）に対し、その処分の取消しを求める事案である。

第 3 事実関係

1 本件各処分に関する事実関係

令和 7 年 2 月 10 日、処分庁は、審査請求人に対して、文書「固定資産税の納税義務者確認について」（龍町税第 49－1 号）を、本件各処分の課税対象となっている不動産（以下「本件不動産」という。）の所有者の相続関係人と推定される者であるところ相続の意向が確認できていないとして、不動産の名寄せ台帳を別紙として添え、郵送した。

それに対して審査請求人からは相続放棄申述の受理証明書、相続人代表者指定通知届等の提出はなかった。

処分庁は、令和 7 年 6 月 10 日付けで、地方税法第 9 条の 2 第 2 項に基づき、審査請求人に対し、「相続人代表者指定通知書」を送付した。

処分庁は、同日付けで、地方税法第 343 条の規定に基づき、審査請求人他 1 名を本件不動産の所有者として、課税処分を内容とする令和 2 年度から令和 6 年度までの「固定資産税の決定および変更通知書」を送付した。

令和 7 年 9 月 1 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条に基づいて、本件各処分に対する審査請求を行った。

2 審理関係人の主張及び調査審議の経過

(1) 審理員の指名

令和 7 年 10 月 18 日、本件審査請求に関する審理員が指名された（龍総第 518 号）。

(2) 審理員の審理手続

令和 7 年 11 月 5 日、処分庁から弁明書が提出された（龍町税第 375 号）。

令和 7 年 12 月 3 日、審査請求人から反論書兼求釈明が提出された。

令和 8 年 1 月 15 日、処分庁から再弁明書が提出された（龍町税第 12 号）。

令和 8 年 2 月 13 日、審査請求人から再反論書兼再求釈明が提出された。

令和 8 年 4 月 8 日、審理員意見書が審査庁あてに提出された。

第 4 審理員意見書の要旨

ア 固定資産税は、原則として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者に対して課されるが、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡している場合には、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者（法定相続人等）が納税義務を負う（地方税法第 343 条第 2 項）。

処分庁が、従前の別人物に対する賦課に「重大な錯誤」（地方税法第 417 条第 1 項）があったと認定し、同法同条第 1 項の規定に基づき、真の所有者である登記名義人へと賦課更正処分を行ったことは、課税の公平性及び関係法令の規定に照らして適法かつ妥当である。

本件不動産の登記名義人は、審査請求人の父親（以下「被相続人」という。）であり、審査請求人はその法定相続人であることが認められる。

したがって、過去の賦課経緯を理由に自らが所有者ではないとする審査請求人の主張は採用できない。

イ 地方税法第 9 条の 2 第 2 項は、相続人から代表者の届出がない場合、市町村長が相続人のうちから代表者を指定できると規定している。本件において、審査請求人らから同届出が提出された事実は認められず、処分庁が審査請求人を代表者に指定した手続きに違法又は不当な点は認められない。審査請求人の代表者拒否の意思表示は、法令に基づき適法にされた指定の効力を妨げるものではない。

ウ 処分庁は固定資産評価基準に基づき適正に評価を行っていることが認められる。住宅用地の特例適用除外についても、処分庁は令和 6 年 3 月 7 日の現地調査及び令和 2 年の航空写真による客観的な確認を経て、専ら居住の用に供する家屋の敷地とは認められないと判断している。この判断プロセスに不合理な点は見当たらず、処分庁の評価及び決定は適法である。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件不動産の所有者にはあたらない。

本件不動産には賦課処分する価格がない。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、被相続人とは相続関係にない別人である甲氏に対して、本件不動産に関する賦課処分が行われていたところ、甲氏の死亡が判明し、甲氏の法定相続人全員の相続放棄がされたことで、処分庁が相続財産清算人選任の申立てをするにあたり、被相続人を所有者とする賦課更正処分を行い、その法定相続人である審査請求人及びその兄弟姉妹1人に本件不動産に関する賦課処分を行ったものである。

本件各処分があった不動産については従前に評価決定されている不動産であり、評価額がある。課税客体に対する価格については、地方税法第409条に基づいて適正に評価決定されている。

したがって、本件各処分には違法及び不当な点はなく、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第6 論点整理

審査請求人を本件不動産の所有者として行った課税処分は適法か。

本件不動産には固定資産税を賦課処分する評価額がないとする審査請求人の主張は認められるか。

第7 審査会の判断等

1 審査会の調査審議の経過

令和8年4月23日、審査庁から諮問を受けた。

令和8年5月19日、諮問の審議及び答申案の審議を行った。

2 本件各処分の適法性及び妥当性について

ア 認定した事実

本件各処分の課税対象となっている本件不動産の登記名義人は、被相続人の名義になっていたが、本件不動産の一部については、被相続人とは相続関係にない別人2人に対して賦課処分が行われていた。そのうちの一人の死亡に伴い、同人の法定相続人全員が相続放棄したことから相続財産清算人選任申立の手続きがとられた過程で、誤った賦課処分だった

ことが判明した。それを受けて、地方税法第 417 条第 1 項（登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合）の規定に基づき、被相続人を本件不動産の所有者とする賦課更正処分を行った。

賦課更正処分により本件不動産の所有者は被相続人とされたが、被相続人は平成 5 年 11 月 14 日に死亡していることが判明したため、審査請求人あてに文書「固定資産税の納税義務者確認について」を送付した。

しかし、相続人代表者指定の届け出がなされなかったため、同法第 9 条の 2 第 2 項の規定に従い、審査請求人を相続人代表者に指定したものである。そして、本件不動産が準共有財産のため、連帯納税義務者であり法定相続人の一人である審査請求人に対して本件各処分を行ったものである。

従前は別人物に課税処分されていた土地等について、登記名義人以外が所有者であることを証明する関係書類は確認できない。

イ 論点に対する判断

審査請求人が被相続人の法定相続人の一人であり、本件不動産の現所有者であることに誤りはない。したがって、本件各処分には、違法又は不当な点は認められない。

本件各処分がなされた本件不動産については、従前から課税の評価対象とされ、評価額が算定されたものであり、地方税法第 409 条に基づいて適正に評価決定されている。したがって、審査請求人が本件不動産には賦課処分する価格がないとする主張には根拠がなく、本件各処分には、違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、令和 7 年 6 月 10 日付け相続人代表者指定通知書記載の相続人代表者指定に対して異議を主張しているところ、相続人から相続人代表者指定の届出がない場合、市町村長が相続人のうちから代表者を指定できる旨規定している地方税法第 9 条の 2 第 2 項に基づき、相続人代表者指定を行ったもので、処分庁による審査請求人の相続人代表者指定に違法又は不当な点は認められない。

3 以上により、審査会は「第 1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

龍郷町行政不服審査会

委 員

委 員

専門委員